

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和2年12月3日

2. 回答を行った年月日
令和2年12月25日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、在留資格「特定技能」を取得予定もしくは取得済みの外国人材を受け入れる企業の事務手続きを支援するクラウド型サービスを提供する。

外国人材を受け入れる企業は、照会者が提供するサービスのシステム上にて外国人材の情報を入力すると、システムを通じて登録支援機関の確認や助言を受けながら、支援計画や申請書類を作成することができる。

4. 確認の求めの内容

登録支援機関が、外国人材を受け入れる企業に対して支援計画や申請書類の作成に関する確認や助言を行うことは、行政書士法第1条の2第1項に規定する「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類……その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成」することに当たらないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会書に記載された事業活動を前提とした場合、登録支援機関が、外国人材を受け入れる企業に対して支援計画や申請書類の作成に関する確認や助言を行うことは、行政書士法第1条の2第1項に規定する「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類……その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成」することには、当たらない。

（理由）

行政書士法は、第1条の3第1項第4号において、「前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること」を非独占業務と定めており、ここにいう「相談」とは、依頼者の趣旨に沿って、どのような書類を作成するか、書類にはどのような事項を記入するか等について、質問に対し答弁し、指示し、又は意見を表明する等の行為を指す。

そのため、登録支援機関において、本件事業者から提供されるシステムに入力された各種情報を確認し、受入企業等において作成される書類に関して助言等を行う場合において、登録支援機関では書類の作成ができないことがシステム上、担保されており、助言が上記「相談」の範疇である限りにおいて、行政書士の独占業務とされている書類の作成には当たらない。